

【介護保険ご利用 料金表】

令和6年6月現在

		サービス内容	単位数	利用者負担割合 (1割)	利用者負担割合 (2割)	利用者負担割合 (3割)	備考
看護師等による訪問	要支援	20分未満	303	337	674	1,011	週に1回以上20分以上利用していることと24時間体制を整えていること
		30分未満	451	502	1,003	1,505	
		30分以上60分未満	794	883	1,766	2,649	
		60分以上90分未満	1,090	1,212	2,424	3,636	
	要介護	20分未満	314	350	699	1,048	週に1回以上20分以上利用していることと24時間体制を整えていること
		30分未満	471	524	1,048	1,572	
		30分以上60分未満	823	916	1,831	2,746	
		60分以上90分未満	1,128	1,255	2,509	3,763	
理学療法士等による訪問	要支援	1回20分	284	316	632	948	
		例) 40分のリハビリ (2回)	566	630	1,259	1,888	
		例) 60分のリハビリ (3回)	426	474	948	1,422	
	要介護	1回20分	294	327	654	981	
		例) 40分のリハビリ (2回)	588	654	1,308	1,962	
		例) 60分のリハビリ (3回)	794	882	1,765	2,648	
	緊急時訪問看護加算		600	668	1,335	2,002	24時間対応体制の同意を得た場合
	特別管理加算Ⅰ		500	556	1,112	1,668	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態の時
	特別管理加算Ⅱ		250	278	556	834	在宅酸素療法指導等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態の時
	初回加算Ⅰ		350	390	779	1,168	退院、退所日新規に訪問看護を提供した月
	初回加算Ⅱ		300	334	668	1,001	新規に訪問看護を提供した月
	退院時共同指導加算		600	668	1,335	2,002	病院等に入院中に、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行いその内容を文書により提供した場合
	看護・介護職員連携強化加算		250	278	556	834	訪問介護事業所と連携して痰の吸引等に対する助言等の支援をした場合
	長時間訪問看護加算		300	334	668	1,001	人工呼吸器等を使用・装着し、特別な管理が必要なご利用者様が1時間30分以上の看護を受けた場合
	ターミナルケア加算		2500	2,780	5,560	8,340	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上に必要なケアを行った場合
	サービス提供体制強化加算		6	7	14	20	指定訪問看護を行った場合1回につき算定
	複数名訪問看護加算						Ⅰ：2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合 Ⅱ：看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合
	(30分未満)	Ⅰ	254	283	565	848	
		Ⅱ	201	224	447	671	
	(30分以上)	Ⅰ	402	447	894	1,341	
Ⅱ		317	353	705	1,058		
早朝加算 (6時～8時)		所定単位数×25%					
夜間加算 (18時～22時)		所定単位数×25%					
深夜加算 (22時～6時)		所定単位数×50%					
※理学療法士が利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合、1回につき15単位減算 (要支援認定者)							
負担額算出方法	サービス利用単位×11.12円=〇〇円 (1円未満切り捨て) 〇〇円- (〇〇円×0.9 (1円未満切り捨て)) =△△円 (1割利用者負担額) 〇〇円- (〇〇円×0.8 (1円未満切り捨て)) =□□円 (2割利用者負担額) 〇〇円- (〇〇円×0.7 (1円未満切り捨て)) =☆☆円 (3割利用者負担額) 11.12円は横浜市 (2級地) の地域加算						

【その他の費用 保険外】				
90分を超える 訪問看護	30分毎	早朝6:00~9:00 夜間17:30~22:00	深夜22:00~翌朝6:00	
		1,500円(90分を超えた場合)	2,000円	
永眠時のケア		20,000円		
支給限度額を超えた場合		1割負担		
自費料金でのご利用の場合		1割負担		
交通費		通常実施地域(横浜市青葉区、都筑区、緑区、川崎市宮前区、麻生区)以外の地域にお住いの方 ☆上記通常実施地域を超えた場合 片道概ね1km当たり 40円		
キャンセル料	1割負担相当分	2割負担相当分	3割負担相当分	訪問日の前日17:30までに ステーションに連絡が無く キャンセルとなった場合 (但し体調急変による受診や入院は除く)

2024.6.1改定